慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	簡易保険案に対する生命保険協会の批評を読みて
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.7 (1915. 7) ,p.800(106)- 813(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と等しく自ら組織する力を含蓄す。換言すれば自らは組織の一部たると同時に其全部たることを認識するに依りて紀律輙ち完きなり。而て獨逸人の矜持する所も亦其民族の特性が此一對の資格條件を具有するに存し、其是れわるが爲に獨逸帝國は最も完全に組織せられたる軍隊と最高の效果を擧ぐる良敎師とを產出し得たるなり。サドアの戰勝を指して一大學敎授曾て言へるわり「獨逸の小學校敎師が戰に勝てるなり」と。夫れ之を謂へるものか。一方に於て協同を要し他方に於て分化を必要とし、協同及分化が渾然融合する所に最高の效程を有する大企業の組織及經營の完成せらるゝ近世經濟組織にわりて、如上の特性が緊急缺く可らざる絕對的要件を成すものたること蓋し自明の所なる可し。

——○（以下次號）○——

簡易保險法案に對する生命保險協會の批評を讀みて

在倫敦　三邊金藏

先頃接手せる昨年末の時事新報の報ずる處に依れば、豫而噂ありし我政府の簡易保險法も、愈草案の脫稿を見るに到りたるが、政府は公式的に此を議會に提出するに先ち、世論の批判を聽くの趣旨を以て、生命保險協會、社會政策學會等の諸團體に送附し、其意見を徵せるに社會政策學會は贊否兩論に分れ、生命保險業者は一體として反對意見を發表せりとのことなり。

本邦幾多の知名學者より成る社會政策學會の議論は、若し是れを聽くを得ば、贊否兩說共に吾人の蒙を啓きて餘わる可きや必せりと雖も、余輩の接手せる新聞紙には、其議論の大要すらも紹介しあらざるが故に、未だ之れを明にするを得ず、余輩の遺憾とする處なるが、之に反して、生命保險業者の反對意見は保險協會の答申書として報ぜられたる所に依りて、幸ひに之を明にするを得るが如し。余輩は斯る問題に關しては、所謂一個の門外漢たるに過ぎざるが故に自ら議論の壇上に進みて、是非の議論をなし得るが如き者にあらざれども、併し一般に社會政策と稱せらるゝものに對しては、平素多少の興味を有し、能ふ限り研究の用意を怠らざらんと欲する者なれば、試みに、新聞紙の報ずる處に基きて、自らの所思を述べ以て識者の示敎を仰がんと欲す。

一

生命保險協會は、簡易保險の官營に反對する其理由の一として、簡易保險は社會政策の保險として實行す可きものにあらずと主張せられたり。生命保險協會が、昨春發表せられたりと云ふ、其意見書は余の未だ見ざる所なれば、如何なる論據に基きて斯く說かるゝか、其詳細を知るに由なしと雖、案ずるに「僅かに死亡時に於てのみ埋葬費に充つ可き資金を給付する所の小額保險の如きは能く下級人民の恒心を養成し彼等を善導するの手段たらざるが故に、泰西諸國に於ては未だ是を以て社會政策の保險として實行するものあるを聞かず」云々と云ふが其要點なるが如し。

簡易保險法概要として、新聞紙上に紹介せられたる處を通讀して、政府が最高保險金額を二百五十圓と云ふ、小額に限りたる事實を見るときは、政府の意は簡易保險なる名目の下に、埋葬費保險を行はんとするに過ぎずと解するも、差支なきが如くなれば、此見地より右生命保險協會の非難を評するときは、眞に正鵠を得たるやに思はれざるにもあらず。然れども、翻つて、一方政府當局者が、最高金額を二百五十圓に限定せるは、全く民間生命保險業壓迫の弊を避け

んが爲めにして、其他の理由あるにあらずと辨明する其言に聽き、他方更らに、生命保險協會が同じ答申書に於て、或は「之を官營保險とし若くは特種の保護を與ふるに至らば……民間普通生命保險業を壓迫するのみならず、之を奪取するの結果を生ず可く、誠に好しからざる政策と謂はざる可からず」と云ひ、或は「官營小額保險實行の結果、能く五百圓の契約を爲し得る者をして、能ふよりは遙かに小額なる三百圓（二百五十圓ならん）の契約を爲すに止まらしむるの弊を生じ、我邦生命保險業の發達を阻害することなきを保せざるなり」と云ふ、謂はゞ哀願的言辭を發せらるゝこと、再三なるを見るに及びては、政府の發案に對する生命保險協會の非難は、上述の如き見地より來るにあらず、却つて簡易保險を、更らに〳〵埋葬費保險に近からしむると共に、其の營業權全部を政府の手より奪はんとせらるゝものなるを知る、即ち余輩の與みする能ざる所以の一なり。加之深く之れを察すれば、政府が簡易保險の名目の下に行はんと欲する處は、所謂 Subsidised Voluntary State life insuranree なるものにして、其社會保險の一として、泰西諸國に行はるゝ實例は、差當り一九〇八年以後、瑞西の一州 Neuchâtel に行はる、政府生命保險に此を見得るが如くなれば、此は社會政策の保險にあらずとして、非難し去り難きに似たり。乃ち合せて、余輩が生命保險協會の言に、聽く能はざる理由となすものなり。

二

生命保險協會は、其官營反對論の理由の二として、斯る保險は國民の多數が、工場勞働者なる場合には其生活狀態の必要より、能く發達す可しと雖、國民の多數が、工場勞働者に偏せず且つ家族制度の美風存する所にありては、決して盛大に行はるゝものにあらずと說き、次に「我邦の如きに在りては、僅かに大都會工業地方に於て其必要を認むるものあらんも、國民全體としては、左程之れが必要を感ずるものにあらざるなり、從つて此の如き事業は工場主等の周到なる注意を以て、監視せらるゝ所の民間保險會社をして、之を營ましむれば足る」と論結せられたるが、余輩は此點に於ても保險協會の主張に黨することを能はざるなり。蓋し此議論の裏面には、簡易保險は之に依りて、比較的多數者の必要を充たせば十分にして、比較的少數者の必要の如きは之を度外に措くも可なりと云ふ、言外の主張、思想、自ら潛み居り、此言外の主張を承認するにあらざれば、民間保險會社をして之を營ましむれば足ると云ふ、結論に贊同の意を表するを得ず、然も斯る承認は、少とも此場合に於て、余輩の與ふるを肯せざる處なればなり。社會政策の一手段として、簡易保險の如きを施行する以上は、此る保險の必要を感ずる總ての者の上に、汎く之を及ぼさんと圖る可きにして、其普及する處の範圍、愈廣ければ其效果も愈々益々大に、之に反して其普及する處の範圍、一地方一局部に止まり。利用遍からざれば、其效果も亦た愈々益々小なりと言はざる可からず、然れば此を正當とす可き重大なる理由なくして、妄りに普及の範圍に制限を立て、利用の便益を一部の人民に限るは、採る可きの策にあらざるなり。今簡易保險の經營を政府の手に託すれば、既設諸機關の利用補助等の便を享け、容易に且つ低廉に、廣く社會の全體に普及し得る、利益を收め得るに反し、之を民營に託すれば、勸誘費其他一般經費の都合あり、普及の範圍は加入勸誘に便宜にして、費用の少き都會地工業地方のみに限られ、其地域以外の國民は爲めに簡易保險の便益を、其手より奪はるゝに至る。即ち社會的保險の經營に官營を撰び、民營を捨つる根本の理由なるに、然かも此根本

の原則に背き、强ひて之を政府の手より取りて民營に移す可しと云ふ其理由なるものは其が偶ま民間一部企業家の利益に添はずと云ふ以外、何等重大なる理由あることなし、余輩が生命保險協會の主張に贊成し難き所以にして、彼の「我邦の如きにありては、僅かに大都會工業地方に於て其必要を認むるものあらんも、國民全體としては左程之が必要を感ずるものにあらざるなり」と云ふ說の如きは、萬一簡易保險の民營を僥倖し得たる其曉に於て、勸誘區域を大都會工業地方に限るよりして、蒙る可き世間の非難を、豫め防ぎ置く用意としてか、若くは事實を國民の前に誣ひて營業權全部を政府の手裡より奪はんとする口實としては格別、其外には何等認む可き意義あることなきなり。

猶ほ此處に一言附加し置く可きは、從來の統計上の數字が、此種保險の契約は、悉く大都會工業地方に集中すと云ふ事實を語ることありとするも、其は偶ま勸誘費其他一般費用の關係より、打算して、勸誘區域を募集に便宜なる都會地工業地に限りたる、其自然の結果を語るに止まり、此等地域以外の國民は、斯る保險の必要を感ずるものにあらずと云ふが如き事實は、毫も之を指示するものにあらずと云ふこと之れなり、蓋し此る賭易き道理を認めずして、統計上の數字を濫用し、是れ簡易保險の必要が、大都會工業地方に限りて存在する證左なり、と說き去りて、實は自ら順還論の誤謬に陷りつゝあるを知らざる世間に必無を期し難ければなり。

三

生命保險協會が、簡易保險を官營とするときは、既設機關を利用し得るが故に、經費に於て多大の節約をなし得可しと云ふ、政府側の主張を攻擊するに當りて、此種保險は決して片手間仕事として、經營し得るものにあらずとして、政府の過度なる樂觀に、警告を發せられたる點は、余輩も亦た同感する所なれども更らに、論歩に進めて、「既設機關に於て斯く冗員を置き贅物を抱擁し居れりや。果して然らんには、國民としては、寧ろ速やかに之を淘汰し、之を整理せられんことを望まずんばあらず云々」と說かるゝに至りては、余輩は其餘りに大膽なる放言を、敢てせらるゝに喫驚せざるを得ざるなり。蓋し政府が、既設機關の利用といふ、其機關なるものは、主として郵便事業に關聯するものなる可しと察せらるゝが、斯る機關の抱擁する設備は、其時々の需用に應じて、自由自在に伸縮し得るものにあらず、多くは最高需要に近き點を標準として、平時より設備をなし置くの必要あるものなるが故に、平時に於て、其人員其他に多少の餘裕を見ることあるも、其は必しも冗員贅物と云ふ可きにあらざるは、何人も首肯する處なり、從つて政府が既設機關の利用を云々したりとて、其は別に怪しむべきにあらず否國民としては、寧ろ之れを歡迎す可きなり。然るに此道理を知てか識らずか、敢て、冗員なり淘汰す可し、贅物なり整理す可し、と叫び、通信交通機關の如きには、右の如き特色あるを知らざる世人の前に、聞立良き言辭を弄せらる其眞意は果して那邊に存す可きや、余輩の解するに苦しむ處なり。

四

生命保險協會が、官營を非難せらるゝに際し我邦官僚輩の事務に迂くして、爲に失敗を招くこと往々なるを、指摘せられたる點は、確かに頂門の一針たる可くして、政府當局者の大に戒愼を加ふ可き必要あるは、疑ふ可からずと雖も然かも官業と云へば、必らず失敗に終るかの如く、說き去らる點は、十把一束的の暴論に墮ちたるの嫌なかる可きや、余輩の大に疑ふ所なれども、此は暫く論外に措くとして、此處には、英米兩國民が、此種生命保險の私企業的經營を

許したるに依りて、如何なる結果を收めつゝありや、其實蹟を撮錄して自ら後日の參考に資せんと欲す。

英國の產業保險（Industrial insurance と稱す、今假りに產業保險と譯し置く）に就而、最近シドニイウエッブ氏が、調査報告せる所に依れば合衆王國內に現存する產業保險契約件數は、大約四千萬に近く、每年の新契約件數は、九百萬乃至一千萬の間にありて、十二ヶ月間に集まる保險料金額合計は、二千萬磅を下らず、英國保險會社の筆頭たる Prudential Assurance Company の如きは、一手にて能く八百萬磅の保險料金を集め得ると云ふ。英國產業保險の盛大眞に以て驚く可く、我邦生命保險業者の垂涎、正さに三千丈なる可しと雖も、然かも此は反面の事實にして、其他面には

（每年會社其他の團體より發行せらる保險新契約證券　約一〇、〇〇〇、〇〇〇件

其中死亡又は滿期の爲め支拂を受くる證券の數は　一、〇〇〇、〇〇〇未滿

有效なる保險證券として存續する數は（自由證券を含めて）　三、〇〇〇、〇〇〇未滿

なり、故に

契約上の效力を失ふ保險證券の數は少くとも　六、〇〇〇、〇〇〇以上

となる」。換言すれば、新保險契約の少くとも六割以上は失效となる、と云ふ恐る可き暗黑面の之に伴ふものあるを知らば、再たび愕然として轉た、現實暴露の甚だしきに嘆せざるを得ざる可し。而かも驚く可きは單に此一事に止まらざるなり、乞ふ先づ左の一表を見よ。

收納せる保險料	一六、六九〇、九三七磅
右に對し支出せる經營費	七、三三〇、〇〇〇五磅
即ち經費の保險料に對する割合は四割三分九厘強	
保險金支拂額	六、八四四、八二三磅
經營費	七、三三〇、〇〇五磅
合計支出	一四、一七四、八二八磅

故に

合計支出に對する保險金支拂額の割合は　四割八分

經營費　の割合は　五割二分

となる」（一九一三年度英政府の統計に依る）。

次に此表の示す處に基き、保險料として收納する各十圓に付き、收支の割合を算出すれば、

	圓	錢		圓	錢
保險料收入	一〇、	〇〇	準備金積立	一、	五六
			保險金支拂額	四、	〇五
			經營費	四、	三九
合計	一〇、	〇〇	合計	一〇、	〇〇

となる、英國產業保險の高價なること、又た以て見る可きにあらずや、乃ち前に述べたる失效保險證券續出の事實と合せて、英國產業保險に伴ふ、驚愕す可き大なる黑點となす所以なり。

米國の實例も、此と同樣にして何等優る所なきは、ルビノー氏が、其著「社會保險」中に說く所に徵して、之を知り得可し。即ち氏の計算に據れば、米國に於て年々失效する保險證券の割合は、六割三分に上り、經營費の保險料收入に對する割合は、四割を超過すと云ふ。

英米兩國民が、數十年來產業保險の經營を、民業に託するに依りて得たる經驗、正さに斯の如しとすれば、新た此種保險を行はんとする我邦の如きに於ては、假令政府に民營許可の意あるも、之を鼓舞奬勵して、官營とせしむ可きなるに、今や然らずして遂に、非官營論民營許可論の主張せらるゝを見る、余輩の痛嘆に堪えざる所以なり。

或は曰く、簡易保險の經營費用が大なる割合を占むるは、一口の保險金額小なる割合に、之が勸誘費用は却つて大なるが爲めに外ならず、此れ眞に弱點なれども、然かも勸誘費の節約を圖れば、加入者數又た十分ならざるの憾あり、故に此は已むを得ざる處なりとして、許容せざる可からず、加之、此弱點は官營に移したりとて、遽かに避け得可きにあらずと。先きに引用せる數字中、經營費總額七百三十三萬零五磅とある、其內譯は、

勸誘手數料　四、一五八、四四九磅
一般營業費　三、一七一、五五六磅

にして、總額に對する割合は、

勸誘手數料　五割七分
一般營業費　四割三分

と云ふ計算なれば、右の議論は、一應其當を得たりとして、承認せざる可からずと雖も、然かも、其は政府が保險勸誘の手段として、何等劃策するところなき時に於てのみ然るものにして既に加入奬勵の一法として、割增金制度を採用す可しと云ふに於ては、未だ遽かに當れりと斷言す可からず、現に、前記瑞西 Neuchâtel 州生命保險法は、一九〇八年以後の施行に過ぎざれども、其採用せる割增金制度好評を博したる爲め、既に被保險適齡者（十八才以上の男女）の四分の一を網羅し了りたりと云ふ。最近の實例もあるなり。簡易保險法案を評する者此點を參酌參考するに於ては、得る所少からざる可し。

生命保險協會側に立つ者は、或は此點に關しても說をなして、例へば勸業銀行の如き一二の特權會社を創立せしめ、此會社を通して割增金を附與することゝせんには、同樣の結果を收め得可きが故に、故らに官營となす必要なしと言はん乎、而して自家の利益收收に專らなるの人士は、或は是れ即好個の妙案なりとて、直ちに贊成の意を表せられん乎、なれども、是れを一般國民の見地より言へば、斯る計畫の下に會社利益金又は配當金として、會社株主の收め行く、其金額の少くとも一部分は、直接國民の懷より移して、會社株主の財囊中に置くと毫も異る處なく、只其手段の迂回的なる丈け、手數の煩雜を增す相違の認む可きものゝあるのみ、然れば强ひて此點を主張せんとする人士に對しては、余輩は寧ろ率直に、國民の前に其帽子を廻はさるゝの、遙かに簡便なる旨か、又は政府に向つて簡易保險の官營を認むる其代償として、年々若干金を民間一部の企業家に附與す可しと要求し政府より逆に營業稅を徵せらるゝの、遙かに痛快事たる旨か、を告げんと欲す。

以上述ぶる所に依りて、余輩は生命保險協會の、簡易保險官營反對論は多くの點に於て其理由なき旨を說き得たりと信ず、然かも其は直ちに政府案全部に裏書するの意にあらず、否修正追加の望む可きもの少くとも二三點はあらんと思惟す、乃ち記して發案者の再考を促さんと欲す。

一、最高金額の制限を引上ぐること　社會政策の一端として Subsidised voluntary State insurance を行ふ以上は、一には寡婦孤兒の生計維持を以て、又一には、身老境に入つて賴る可きの子女資產なき者の餘生安固を以て、其主眼とす可きこと勿論なり、而して其幾何金を以て足れりとす可きかは、下級民の間にありても、一定の標準あるにあらず、一身一家の事情に應じて、高低樣々なるなれば、此目的を以てする保險金額に制限を附し、自由に各個の事情に適應するを得ざらしむるが如きは、本來爲す可きにあらず、則ち努めて之を避く可きなれども、然かも世間の實際は、複雜至極にして、時に理論其儘の實施を許さゞる事情なきにあらず、是れ理論の一貫に多少の讓步をなし、因て以て世間實際の事情と、調和を圖る所以なるが、併し其讓步には自ら限度ありて、本來の趣旨を沒却せざる範圍に止む可きは、言を俟たざるなり。政府が、簡易保險の最高金額を二百五十圓に限定せるは、此見地よりすれば、其度を失したるものなり。民間企業家の懷勘定を過重し、保險案本來の趣旨目的を犧牲に供せんとする大失態なり。政府當局者が、本邦普通生命保險の平均額として、表示する處に依れば、

	年末現在契約	新契約
明治四十一年	四〇二圓	四九四圓

同　四十二年	四二八	五三二
同　四十三年	四六五	五九八
同　四十四年	五〇〇	六四五
大正　元年	五三七	六八九
同　二年	五七〇	六九八

なるが故に、簡易保險の最高金額は、年末現在契約及新契約の何れに比較するも、遙かに下位にありて、前者との比較は四十四年以後の二分の一以下、後者との比較は、四十二年以後の二分の一に足らざるなり、即ち必要以上の讓歩をなしたる證左たる、其一方に於て、我邦の生活程度如何に低しとするも、二百五十圓の小額にては、到底當該保險本來の趣旨目的を、確保し難しと言はざる可からず。生命保險協會が、僅かに死亡時に於て埋葬費を供す可き、小額保險と叫稱するは、自ら識らずして、此間の消息を道破せるものなり、乃ち余輩は、政府案が今猶ほ一個の法案たるに過ぎざる好機とし、此點に關する規定を修正し、最高金額の制限を、少くとも五百圓に上さんことを希望せんと欲す。

二、政府當局者の注意を促さんとする第二の點は、保險料の滯納又は中止より生ずる失效保險證券に對し、少くとも一般保險會社以上の便益を附與するの擧に出でられんこと是れなり。保險證券の失效に依りて、個々の加入者が受く可き金錢上の損失は、概して小額に止る可ければ、此點に於ける余輩の主張を、冷笑中に葬らんとする人士、少からざる可しと雖も、其は彼等の納入する保險料金は、何れとも彼等の其小き財布の中より殺ぎたる、現在の幸福の幾部分を意味するものにして、彼等に取りては、時に數圓數十圓の價値あり、其滯納中止は、必しも彼等の懈怠、不用意を意味するにあらず。實に目前の窮迫、其餘裕を與へざるが爲めなりと、思はざるの結果にして、一度思ひを此處に致し此小額の損失に依りて彼等の受くる心理上の打擊は、決して少小に止らず、時には「將來の慮り」「節約」「貯蓄」と云ふが如き、好ましき思想を枯死せしむるの力あり、時には又た「彼等は保險證券の失效に依りて、利益を得つゝあるものなり」と、云ふが如き誤りたる呪詛の聲を、其儘我同胞の中より聽く、懼なきにあらずと想到すれば、斯の如きは保險契約にも費用を要することを知らざる者の誤解に過ぎずと言ひ捨てゝ冷然たるを得ざる可し、即ち余輩は此主張ある所以なるが、此點に關し好個の範例たる可しと思はるゝは Volksfürsorge の行ふ處なり。Volksfürsorge は、獨逸勞働者の團體が生命保險の便益を團體各員に供するの目的を以て創立せるものにして、其規定に依れば、假令數回保險料を納入したるのみにて、以後之れを繼續せざる者に對しても、其原因が貧窮其他已むを得ざる事情に基くときは、全然之を受收することなく、五分乃至二割の手數料を差引き、其殘餘は之を現金にて拂戻すか、又は其者の名儀にて之を貯蓄銀行に預入し、其通帳を交付するの便法に出づと云ふ、政府の簡易保險に於て、之れと同樣なる便宜手段を見るを得ば、國民を利する處少からざる可しとして、余輩が希望を禁じ得ざるところなり。

猶ほ同じ見地よりして此處に一言したきは、被保險者が契約後一年未滿の期間内に死亡したる時は、死亡の時までに拂込む可き保險料の二分の一を支拂ふ、と云ふ法案の規定なり。無診査加入を許すより來る可き弊害を防ぎ、負擔の輕減を謀るは、眞に至當なりと雖も、保險料の二分の一を收め去るは、此保險に於ては酷に失するの嫌なかる可きや。余輩は此場合に於ても前同樣一割乃至二割の手數料を差引きたる上、其殘餘は返戻することゝするの可なるを思ふ、當局者の再考を得ば、豈に單に余輩の滿足のみならんや。

政府當局者に希望する第三の點は、團體加入の便法を採るに當りて、保險料金の割賦、其他の點に關聯して生ず可き、雇主勞働者間の關係に精細なる注意を拂ひ、勞働者使用人等が、苟くも不利不自由の地に立つが如きことなからしめられんこと是れなり。蓋し團體加入の便法を許すと云ふ其團體を代表して、保險料金の納入其他の事務を、直接に管掌す可きものは、工場主又は其代理者たる可しと想像して可なるやに思はるゝが、從來我邦の工場其他多數勞働者を使用する處には、兎角面白からぬ噂ありて。例へば、貯金奬勵其他の美名を籍りて、勞銀の一部を積立てしめ、一定の期間を勤續せずして、解雇を申出づる者には、種々なる口實を設けて拂戻を了せず、以て足留策なるものゝ一端となすが如きことありと云ふ、街上一片の噂、深く其由來を探らざれば、眞僞は元より保す可からずと雖も、火のなき處に煙立たざる道理なればならざるが故に、暫く附記して注意を乞ふものなり）。

最後に、上述の如き修正追補をなすも、猶ほ疑として殘る點は、此保險に依りて利益を得る者は、下級人民中にても、比較的裕かなる者に止り、社會の下層に沈澱せる、例へば一部の荷揚人夫の如き純然たる細民は、終に其利益に浴することを能はずと云ふ、遺憾を見ることなきや否やなり。歐洲各國が、社會政策の他の保險に於て、任意加入の制度を棄て、强制加入の制度を採用するに至りたる經驗に徵すれば、此は一個の推測たるに止まらず、早晩事實として現はる可きや必せり。即ち簡易保險を、任意加入としたるに伴ふ必然の結果にして、一部識者間に反對論ありと云ふ其主たる原因は、必らずや此咎あるべく、余輩が私かに、强制加入制度の一日も早く實行せられんことを望む理由も、又た實に此處に存するなれども、然かも、我邦今日の事情を以てしては、未だ遽かに其實施を迫り難く察せらるゝが故に、今敢て完きを政府に求めず。却つて政府當局者が他日强制保險を施行することある可しと云ふ、其意嚮を諒とし、如上の修正追補を希望するに止む。即ち眞に已むを得ずと思惟するが爲めに外ならざれば、此保險の實施に依りて、相當の經驗を積みたる其曉に於て、一旦事情の許す可きものあるを見ば、直ちに强制保險に移りて事に遺漏なきを期す可き也。是れ政府當局者の職にして、又た實は我同胞の責なりと信ず。孟子曰く是使民養生喪死無憾王道之始也と、讀者幸に之を記せよ。

【完】

簡易保險法案の下に團體加入の便法を採るに當り、特に此間の消息を明かにし、雇主勞働者双方間の誤解手違等の根絶を期せらるゝは、啻に勞働者使用人の利益たるに止らず、實に此折角の便法が、永く好評を博する所以なるなり。

猶ほ團體加入の便法に伴ふ缺點は、永く會社工場其他に勤續して、團體保險の利益に均霑せる者が、一旦職を辭して團體外に出づるときは忽にして其利益を失ひ、然かも自ら保險に加入せんには、年齡遙かに進みたる爲め、不利なる條件を甘受せざる可からずと云ふ不便を見る點なれば、此缺點を除く一法として、斯る人々に對しては、團體加入者の一員となれる其時より獨立加入し、爾來繼續し來れる者として對遇し新たに證券を交附して、其利益を持續せしむるが如き便法を、設けられんことを望まざるを得ず、（此等の諸點は、或は既に、法案又は施行細則中に規定しあるやも知れざれど、其消息明か